

(略)

新宿区監査委員	國 井 政 利
同	平 井 光 雄
同	石 黒 清 子
同	木もと ひろゆき

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 7 年 2 月 20 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 本件請求

本件請求人らと同一の請求人らが、令和 7 年 1 月 8 日付け（同年 1 月 27 日付け 6 新監査第 297 号により結果通知）で、本件請求と同様の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下「前回請求」という。）を先に行っている。

なお、本件請求では、請求人らは、前回請求の却下は違法であると主張し、前回請求における要旨の一部を改めたほか、当該改めた要旨に係る新たな事実証明書を添付して再度の請求を行っている。

2 却下理由

同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は、「地方自治法（以下「法」という。）242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項（注：現行の地方自治法では、同条第 4 項が同旨の規定）の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）とされており、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする住民監査請

求を重ねて行うことは、「一事不再理の原則」により、不適法な請求とされる。

また、前記最高裁判決において、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」とされている。

もっとも、平成 10 年 12 月 18 日最高裁判決は、同一請求人による同一対象の再度の監査請求も、監査委員が「適法」な請求を違法に却下した場合には、認められると解している。

その上で、本件請求についてみると、本件請求は、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求であり、前回請求と別個の請求と解することはできない。また、前回請求を不適法として却下したことには何ら違法性がないため、「一事不再理の原則」が適用される。

これらにより、本件請求は「一事不再理の原則」により受理できないものである。

なお、念のため、前回請求において、請求人らが違法又は不当であるとして撤回等を求めている本件区長の行為が、そもそも住民監査請求の対象となり得る「財務会計上の行為」には当たらないことについても述べる。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条及び第 242 条の 2 に基づく住民による監査請求は、法第 9 章の財務の章の中に規定されていることから明らかに、地方公共団体の財務会計の公正を住民自らが図ることを目的とするものであるから、法第 242 条第 1 項の所定の行為又は事実は、財務会計上の行為又は事実に限定されるものと解されている。

このように、住民による監査請求は、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものでなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するための制度であることから、平成元年 10 月 26 日東京地裁判決においても、「当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであってはじめて財務会計上のものということができると解するのが相当である」とし、「当該

行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべきであり、当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするものでなく他の行政目的の達成を目的とするものであっても、地方公共団体の財産の財産的価値に何らかの影響を及ぼす場合がありうることは否定することができないが、その場合は、当該行為又は事実は、財務会計上のものということとはできないというべきである」とされている。

そして、平成 19 年 5 月 30 日横浜地裁判決においては、「道路法に基づく路線の廃止、その認定、道路の区域の決定もしくは道路の供用の開始又はその旨の公示といった作用自体は、いずれも円滑な道路交通の確保及び発達という非財務的見地から行われる道路行政上の行為にほかならず、道路施設の財産的価値の維持、保全又は実現を目的とするものではない。したがって本件市道廃止処分は上述の財務会計上の行為ということとはできない」とされている。

したがって、地方公共団体が特定の行政目的のために一連の作用を行う場合において、住民監査請求の対象となり得るのは、そのうちの財務会計上の事務処理のみに限られるのであって、本件のようなそれ以外の一般行政上の事務処理については、たとえそれが何らかの形で当該地方公共団体に財産的影響を及ぼすことがあるものだとしても、これを住民監査請求の対象とすることはできない。

また、前回請求において請求人らは、監査委員に対し特別区道の廃止の撤回を求めているが、法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、既に令和 6 年第 4 回新宿区議会定例会において、令和 6 年 12 月 9 日付けで第 93 号議案「特別区道の路線の廃止及び認定について」で議決された事項は、同条に定める住民監査請求の対象には当たらず、また、監査委員において議会の議決そのものを撤回させるが如き行為は、監査委員の権限に属さない。

これらのことから、前回請求について、不適法な請求として却下を行ったものであって、本件請求についても同様の請求と認められるため、却下せざるを得ない。

なお、請求人らは、本件請求の中で、前回請求において法第 242 条第 7 項に規定する証拠の提出や陳述の機会が与えられなかったことに関し、違法である旨主張している。しかし、証拠の提出及び陳述の機会は、住民監査請求が受理され、監査の実施に至って初めて請求人らに与えられるものである。前回請求は、不適法な請求として「受理」を行わず、監査を行わないとして却下したのであって、これら証拠の提出及び陳述の機会が与えられなかったのは当然のことであることから併せて付言する。